

回 答 書

受付番号	回収年月日	回収場所	担当主管課
第53号	令和7年2月19日	伊予市役所	総務部 財政課 産業建設部 土木管理課・農林水産課
題 目(テーマ)令和6年度入札結果一覧(建設工事)について			
提 案 理 由(要旨)			
県が発注した工事において、公正な入札が行われたと思えない事件が発生している。 伊予市においては、ホームページに入札結果一覧として掲示しているが、その中に本当に公正に入札されたのか疑わしい入札案件があるため、伺いたい。 1つの案件に対して、複数の業者が同じ金額で入札することがあり得るのか。 <u>令和6年度入札結果一覧(建設工事)</u> NO.94の4社 市道明見中学校線外3線舗装補修工事 NO.85の3社 狭あい道路拡幅整備舗装工事 NO.82の2社 市場北組農道舗装改修工事 NO.77の3社 上野柳井田池廃止工事 NO.74の5社 市道臨海4号線舗装補修工事 NO.34の5社 市道上山西線舗装補修工事 NO.15の8社 市道稻荷下三谷線外2線舗装補修工事 NO.6の5社 市道粒野線外1線舗装補修工事 上記の入札は公正な入札が行われたとは言えないほど1の位まで同じ金額で入札されており、NO.15に至っては8社が1の位まで同じ数字であった。 伊予市は最低制限価格を入札後に公表するものとしており、他社の入札金額まで知れるはずがない。同じ金額が並ぶ入札を入札といえるのか。これらの入札は公正であったといえるのか、それともこれらの案件は特別な事情があったのか、土木管理課と農林水産課の意見をそれぞれ求めます。			

回 答 内 容

入札結果に関する貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。

土木管理課と農林水産課の意見を求めるとのことですが、本市における入札については、財政課が執行事務を担当しておりますので、両課の意見も踏まえ、代表して財政課から回答させていただきます。

まず、NO.77 の案件についてですが、予定価格と同額で 3 社が応札しております。本市では、職員に対する予定価格を探る行為などの不正行為防止の観点から、予定価格を事前公表しており、応札した 3 社が予定価格と同額での受注が可能と判断した結果だと考えられます。

その他 7 件については、調査基準価格・最低制限価格と同額での入札結果となっており、すべてが舗装工事の発注案件です。

ご承知のとおり、調査基準価格・最低制限価格は入札後の公表としております。

ただし、工事の積算に使用する単価、歩掛りについては国、県から公表、また、調査基準価格・最低制限価格の算出割合(率)については、国の定める算定方法に準じて市の要領にて公表しており、本案件のように特殊工法を用いない舗装工事については、積算能力の高い事業者であれば正確な積算により調査基準価格・最低制限価格の算出が可能と考えられ、その結果として応札者は同額での受注が可能と判断し、応札に至ったものと思われます。他市町の発注案件についても特に舗装工事において同様の事例が見受けられます。

また、本市では電子入札を採用しており、指名業者数及び指名業者名を事後公表としていくこと、制限価格等と同額での応札者が特定業者に限られていないことなどから競争性が保たれており、本案件についても公正な入札であったと判断しております。

官製談合防止に向けた取組として、入札・契約担当はもちろんのこと、関係職員に対して入札談合等の防止を徹底するため、定期的開催されている公正取引委員会が主催の研修会等に積極的な参加を促し、知識向上を図るなど法令順守に努めております。また、本市の入札及び契約手続等における公正性、客観性及び透明性の向上を確保するため、学識経験者を委員とした入札監視委員会を設置し、年 2 回審議を行っております。

今後につきましても、入札に関する情報管理の徹底を図り、定期的な研修会への参加を通じて職員の意識を高め、公正な入札執行に努めてまいります。

ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。